

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

お客様や社会に対する責任を果たすため、業務の健全性および適切性を確保し企業価値を向上していくことを経営の重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの強化、充実を図っています。

経営体制

■ 取締役会

2016年7月現在、取締役5名で構成されています。取締役会は、原則、月に1回開催され、経営の基本方針、経営上の重要事項等を決定するとともに、取締役の職務の執行の監督を行っています。

■ 監査役会

2016年7月現在、監査役4名で構成されています。各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況の調査を通じて、取締役の職務の執行を監査しています。

社内および社外の監査態勢

■ 社内の内部監査態勢

他の部門から独立した立場で内部監査を実施する監査部を設置しています。監査部では、業務遂行状況や内部管理態勢などが適正であるかの評価、是正・改善に向けた提言、さらに対応状況の確認を行っています。また、内部監査結果については、定期的に取り締役に報告しています。

■ 社外の監査・検査

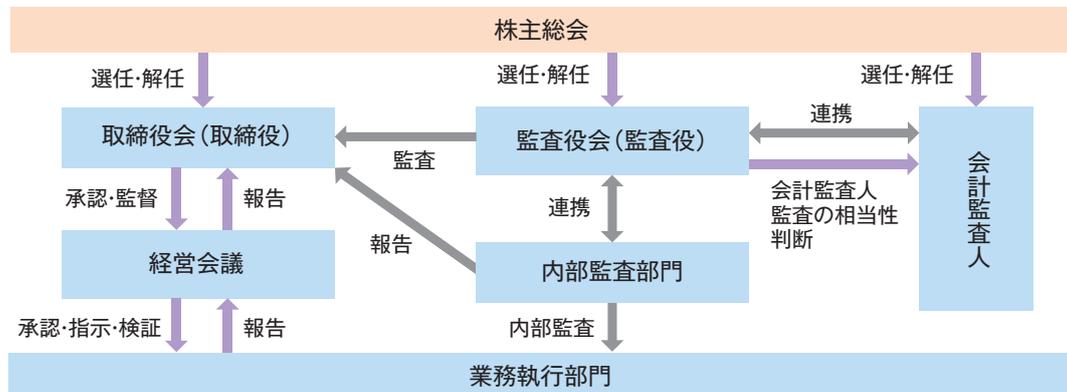
会社法・保険業法の定めにより作成すべき計算書類については、会社法に基づき「PwCあらた有限責任監査法人」の会計監査を受けています。このほか、保険業法に基づく金融庁の検査等も実施されます。

*「PwCあらた有限責任監査法人」は、監査法人の種類の変更により、2016年7月1日付で「PwCあらた監査法人」から名称変更しています。

■ 保険計理人による確認態勢

他の部門から独立した立場で保険料算出方法などを確認する保険計理人を置いています。保険計理人は、保険料算出方法などについて、各顧客にとって公平なものになっているか、財務の健全性に問題が生じることがないかなどを、法令等に則って確認しています。

コーポレート・ガバナンス体制



内部統制システムに関する方針

会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて定めた「内部統制システム構築の基本方針」に従って、内部統制システムを構築・運用しています

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき、職務の執行を行う。社員は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
- ②取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- ③取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役会に報告する。

- ④取締役会は「ソニーフィナンシャルグループの「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を採択し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
- ⑤取締役会等は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員及び社員に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口で直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
- ⑥取締役会は、情報セキュリティに関する基本方針を定め、顧客情報を含む情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。

- ⑦取締役会は、利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。
- ⑧取締役会は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を取締役会に報告する。
- ⑨取締役会は、内部監査方針及び内部監査規程を定め、当社の役員及び社員に周知する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
当社は、取締役会、経営会議及び法裁の記録等取締役の職務の執行に係る文書を法令及び社内規程等に適切に保存し管理する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
①取締役会は、リスク管理規程を定め、当社の役員及び社員に周知する。
②取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社の経営戦略、リスク特性、業務内容に応じ、適切なリスク管理を行う。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
③取締役会は、リスクに見合った十分な自己資本を確保し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
④取締役会は、危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、危機管理方針及び危機管理規程を定め、当社の役員及び社員に周知する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
①取締役会は、法裁規則、組織・分掌規則等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
②取締役会は、経営会議を設置するとともに、会社の重要な日常業務の執行に係る協議および決定については、同会議に委任する。
③取締役会は、事業計画管理規則を定め、中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。
- 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制**
当社は、財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- 6. 当社及び当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
①当社は、保険業法に基づき認可を受けた損害保険会社として、損害保険の公

- 共性に鑑み、業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保するための体制を構築する。
- ②当社の内部監査部門は、内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、内部監査及び外部監査の結果を監視し、検証する。
- ③親会社の監査役が、当社の内部統制システムの整備状況について監査等を行うときは、当社は必要かつ適切な協力を実施する。
- ④当社は、必要に応じて親会社に当社の経営情報を提供し、また親会社内部監査部門との連携を行う。
- 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。
- 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
①監査役の職務を補助すべき社員の任免及び人事考課については監査役の同意を必要とする。
②監査役の職務を補助すべき社員は、監査役の指揮命令があるときは、専らそれに従わなければならない。
- 9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
①取締役及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。
②取締役及び社員は、当社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに監査役に報告する。なお、その報告者に対する不利益な措置は禁止し、その旨を当社の役員及び社員に周知する。
③取締役及び社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。
- 10. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制**
①代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。
②当社は、監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託することなどに係る所要の費用又は債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、その費用又は債務を負担する。

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めています。内部統制上重要と考える2015年度の主な取組みは以下のとおりです。

■ コンプライアンスに関する取組み

取締役会は、コンプライアンス・マニュアルを定め、また毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、その推進に取り組んでいます。

2015年度の主な活動としては、教育啓発活動（研修、行動規範・法令改正情報の定期配信）による全社的なコンプライアンス意識の醸成、さらに保険業法改正への対応等、2015年度の重要テーマに関するコンプライアンス・プログラムの推進に取り組まれました。これらの活動の進捗状況は、四半期ごとに取締役会に報告されています。

また、取締役会は、顧客情報を含む情報資産等の管理を適切に行うため、情報セキュリティマネジメントシステムの構築に取り組んでおり、全社を適用範囲としたISO27001の認証を取得し、情報セキュリティの維持向上を図っています。2015年度の主な活動として、特定個人情報の取扱管理に係る態勢の整備、サイバーセキュリティ管理態勢の強化等を実施しました。なお、2015年度、重大な法令違反等に関わる内部通報、利益相反のおそれがある取引の報告はありませんでした。

■ リスク管理に関する取組み

取締役会は、業務遂行にかかる主要なリスクについて、リスク管理部門を定め、リスク管理方針を策定するとともに、リスク管理に取り組んでいます。自己資本充実に向けては、会社の直面するリスクを総体的に捉え、計測されたリスク総量が所定の自己資本内に収まるよう適切なリスク選好方針を定め、統合的リスク管理を行っています。また、危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、経営会議の諮問機関である危機管理委員会で重要事項を審議するとともに、取締役会

が定める方針および規程に基づき、リスク分析・評価、危機発生時の態勢・手順等の整備、訓練実施、計画の見直し等の活動を継続的に実施しています。2015年度は、危機発生時の業務継続計画を再編増強しました。

■ 効率的な職務執行体制の確保に関する取組み

取締役会および経営会議における業務執行の決定を効率的に行うために、商品検討委員会、情報システム委員会等、経営会議の諮問機関を設置し、事前審議を行っています。2015年度は、情報システムへの投資に関する適時・適切な経営層の判断を実現することを目的として設置された情報システムレビュー委員会を、投資に関わる判断だけでなく、情報システムにかかる重要事項を審議・確認するため、目的・役割等を見直し、情報システム委員会に改組しました。

■ グループ会社における業務の適正確保に関する取組み

当社の親会社であるソニーフィナンシャルホールディングス（株）との経営管理契約に則り、必要な情報をソニーフィナンシャルホールディングス（株）に適時・適切に報告しています。また、ソニーフィナンシャルホールディングス（株）の月次定例会において、経常利益、営業成績等の業績情報を報告しています。

■ 監査役監査に関する取組み

2015年度、代表取締役は監査役との会合を定期的に行い（合計3回）、監査役監査の環境整備に必要な措置に関する意見交換を行いました。また、社内通報制度を利用した通報は受理後ただちに監査役に報告されています。